

しるべ通信

第13号(2017年立春号)

しるべ総合法律事務所 平成29年2月6日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信13号をお届けいたします。

2017年の酉年は、1月20日に就任したアメリカのトランプ大統領の話題で始まりました。国益を優先した政策を実行に移しつつあって、アメリカの株価は高騰し、ドル高も進んでいます。トランプ・バブルと評価する向きもありますが、今の勢いから見て当分この状況が続くと思われます。世界に及ぼすその影響は大きく日本もこれを免れることはできないでしょう。昨今の世界経済は国境を越えて大きく発展してきていますから、アメリカ・ファーストの政策が国際交易の摩擦を生じることになるのは必至であり、日本に多大の不利益が及ぶことも十分に考えられ、この先不透明な状態は変わらないでしょう。

酉年は「取り込む」に通じて運氣もお客も取り込めると商売繁盛の年と言われます。アメリカの影響を受けつつも、日本の経済情勢が縁起話のとおりに活気づく年になるのを期待したいと思います。

(弁護士・相羽洋一)



(株)中外陶園ご提供)

法窓漫筆

幸せを求めて

弁護士 宮 本 増

新年を迎え今年も大勢の友人知己から年賀状をいただいたが、何人もの方の年賀状には「ご多幸を祈ります」とあった。多くの人は自らの幸せを、そしてまた他人の多幸を願っているのである。もっとも、その幸せの中身は人様々であり、お金がうんと貯まるのが何よりも幸せと思う人もあれば健康第一と考える人、人並みの暮らしができることを願う人、自らの信条信念に忠実に生きられれば他は無用と考える人 e t c. という具合であり、おまけにその幸せは簡単には手にすることができない。だからこそ人は幸福を追いかけるのである。カール・ブッセは「山のあなた」で幸せは山のあなたのなご遠くにしかないと歌い、メーテルリンクもなかなか「青い鳥」を見付けることができなかったし、若山牧水は「寂しさの果てなむ國ぞけふも旅行く」と詠いながら彷徨ったのである。幸せ、幸福とはかくのごときで人々がこぞって願望するにもかかわらず、その持つ意味も一定しない甚だもって厄介な代物でもあるが、それではこの幸せは現行の法律とは無縁の存在なのだろうか。

どういたしまして、法律は決して森羅万象すべてを律するほどのものではないが、この幸福にも一言している。憲法第13条である。同条には「國は国民の幸福を追求する権利を公共の福祉に反しない限り最大限尊重すべき」ことを規定しているのである。この本家はアメリカ独立宣言中の「自由および幸福の追求が創造主から与えられた譲り渡すことができないもの」であるという一文に由来することは明らかであるが、このことからすると、民主主義を標榜する國では、幸福の追求は法律上の権利であると広く理解されていると言って差し支えない。したがって、吾々は自らが願う幸せを求めて、山のあなたへ出向こうが、青い鳥を探しに森深く涉猟しようが、将又さすらいの旅を続けようが、それが他人を傷つけ、世の中に混乱を与えない限り自由であり、それは憲法で保障されているのである。戦前のことではあるが、酒を食らってさまよい、好きな自由俳句を読み続けてのたれ死にした種田三頭火の生き方にも誰も容喙できないはずである。

かくも有り難い権利であるから、吾々国民もこれを大切にしなければならない。現憲法制定間もない頃の判例集をひもとくと、賭博を罰する刑法の規定は幸福追求権に違反するとか、喫煙を制限するのは憲法違反で怪しからんなどという主張がなされた事例がみられる。ギャンブル愛好者や愛煙家からは叱られるかもしれないが、これでは少々次元が低い。憲法も国民は保障された人権を守るために不断の努力をすることを求めているように、やたらと幸福追求権を振り回すのはいかなものかと考えられる。一方、新聞報道ではあるが、昨今制定された安全保障法制はこの幸福追求権に違反すると考える向きもあるようだが、これは前者に比べれば議論としてはまっとうな主張のようである。

年頭にあたり年賀状の1枚1枚に感謝し、これにあわせて上田敏の名訳で人口に膾炙した「山のあなた」を読み返してみたので、その折に思ったところの一端をのどかに明けた新年の「漫筆」として披露して筆を擱かしていただく。

知的財産一口メモ (10)

コメダ珈琲店の外観をマネたら…

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 店舗使用禁止の仮処分

平成28年12月28日の日本経済新聞朝刊に、『コメダの外観』まねはダメ」という見出しが躍りました。東京地裁が、コメダ珈琲店の建物の外観等に類似する和歌山市内の喫茶店（以下「対象店舗」といいます。）について営業を混同させるとして同店建物の喫茶店営業としての使用を禁止する仮処分決定を出したという記事です。

当該決定が公表されていないので詳細は不明ですが、コメダ珈琲店を経営する(株)コメダホールディングス（以下「コメダ」といいます。）のホームページの「仮処分命令の発令に関するお知らせ」（<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1428023>）や、日経Web刊の記事（http://www.nikkei.com/article/DGXLASFD27H07_X21C16A2000000/）などによると、決定の概要は、コメダ珈琲店の建物の外観、内部配置、内装が他の同種店舗とは異なる顕著な特徴を持ち、消費者にもコメダ珈琲店の特徴が広く認識されていると認め、他方で対象店舗の建物について、出窓、レンガ壁部の装飾や店内のボックス席の配置など、余りに多くの視覚的特徴が同一又は類似しており、全体として類似を否定できないとしたうえで、対象店舗による喫茶店営業はコメダと提携関係など緊密な営業上の関係が存すると混同させる恐れが認められ、店舗外観等の使用はコメダの営業上の利益を侵害する恐れがあるとして、対象店舗における喫茶店営業は不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当し、コメダに同法3条1項の差止め請求権があると判断しました。（本件は、権利の行使を急ぐ必要があるとしてコメダが仮処分の申請をしたのですが、裁判所はその必要性を認めて上記の決定を出しました。）。

営業用建物の外観等について営業の混同行為が裁判で争われた事案は少なく、それが認められた事案は今回が初めてではないかと思われます。店舗外観の営業の混同行為については、これによって不正競争行為だとして店舗の使用の差止めを認めると、営業そのものを差止める結果になるので好ましくないとの意見もあって、これまで余り事件にならなかったのかもしれませんが（本件では、当初対象店舗側がコメダにのフランチャイズに加盟申請をしたけれどもコメダにこれを断われたのに、その後本件対象店舗を建築して喫茶店営業を始め、コメダとの話し合いでも解決しなかったという経緯がありました。）。仮処分決定は発令後直ちに効力を生じるため、対象店舗側はすぐに同店舗での営業を休止しています。

2 不正競争防止法2条1項1号

さて、この営業混同行為が成立するためには、事業者Aの営業についてAの営業であることを示す表示が認められ、そのことがAの営業の地域で消費者等の間でよく知られている必要があります。その上で別の事業者Bの営業の表示がAの営業の表示と類似していて、そのためにAの営業あるいは提携などの密接な関係であると認められなければなりません。これらの要件を満たすかどうかはかなり厳格に審査されますが、コメダの件ではこれらの要件が全て認められたわけです。まだ対象店舗側は異議申立などの不服申立もできますし、コメダは対象店舗側に不正競争に基づく損害賠償請求の訴訟を起こしていますので、今回の決定の判断が最終的に確定するかどうかは分かりませんが、外食産業において他の業者の外観に類似した店舗の構造を採用する業者が増えていることに対して一石を投じたものであることは間違いありません。

相続問答あれこれ (11)

遺産の分割というのはどのようにするか(3)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 先回教えていただいた、遺産の内の預貯金については全体の遺産分割には関係なく、自分の相続分の割合による金額の払い戻しの請求を銀行などにすることが出来たのに、それを法律の解釈上認めていた最高裁判所の判断が変わるかも知れないといわれていた件はその後どうなりましたでしょうか。

A はい、予想どおり、昨年12月19日の大法廷決定で、これまでの判例が変更され「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、何れも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」との最高裁判断が示されました。ですから、これからは遺産の内の預貯金については全相続人の連名によるかあるいは遺産分割協議によってはつきり自分のものと決まった預貯金でなければ払い戻しを受けることはできなくなりました。今後金融機関の取扱いがどうなるかは今号に谷口弁護士の記事が掲載されていますのでそちらをご参照下さい。

Q 2 ところで、最高裁判所が今回のような決定や判決をすれば、その法解釈は他の裁判所の判断を拘束することになるのでしょうか。

A 民事訴訟法325条3項は「上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。」(家事事件手続法95条2項で準用)と規定していますから、今回高裁の決定を取消した最高裁判所の判断は直接には当該事件の差戻しなどを受けた裁判所の判断を拘束するだけです。しかし、大法廷による決定であり、上級審には下級審の判断の不統一を調整する機能が認められていますから、同種の事件について極めて重要な判断基準が示されたとして今後は下級審の判断基準として機能することと思われます。ただ、今回の大法廷決定は、結論に反対の裁判官はいませんでした。補足意見が15人中9人から出されるという多さで、中には結論に至る理由を大きく異にする意見もありましたから(最高裁の場合、こうした個々の裁判官の独自の意見も決定や判決中に記載されるのです)、場合によってはさらに判断が変更される可能性も考えられないわけではありません。

Q 3 そうですね。ところで、今日お尋ねしたいことに入りますが、遺産分割の結果、現に人に賃貸している貸し家を相続した相続人は、その貸し家のこれまで溜まっていた家賃も自分のものになるのでしょうか。

A それは違います。賃料債権は分割可能な金銭債権ということになりますから、これまでの裁判所の考え方からすれば全体の遺産分割とは別に、各相続人が相続分の割合に応じて取得することになります。今回の最高裁決定は、分割可能な金銭債権の内銀行等の預貯金については、預貯金の果たしている特殊な機能、性質に着目して、これを遺産分割の対象とする旨考えを改めましたが、その他の分割可能な金銭債権につい

てはこれまでと変わりません。ただし、分割協議で別の決め方をすることは可能です。

Q 4 民法909条に「遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」とありますがこれは関係ないのでしょうか。

A ええ、それは分割された遺産の所有権について定められたもので、それまでに支払われないまま溜まっていた賃料債権については当てはまりません。

Q 5 分かりました。それから遺産の中に被相続人が住んでいた土地家屋があるのですが、相続人は皆住居があり誰もいない場合にはこれを売って代金を分けることもできるのですか。

A はい、その場合は相続人全員が売り主となってこれを売却し、その代金を相続分に応じて分けることができます。これを換価分割といいます。勿論売却すれば譲渡所得税もかかるし、業者への手数料等の費用もかかりますけれどもね。

Q 6 遺産分割をした後になって、自分が遺産分割で貰った土地の面積が公簿上かなり大きく記載されていますが実際の面積はこれより相当に少ないような場合、公簿上の面積をもとに評価して遺産分割をした相続人としてはどうしたらよいですか。

A 遺産分割協議のやり直しができる場合があります。土地の面積が登記簿記載の面積より非常に少ないのに、登記簿上の面積の大きさがあると信じて遺産分割協議をした場合は、錯誤があったとして遺産分割協議が無効となり（民法95条本文）、協議をやり直すことができる可能性があります。ただし、現地を見ることが容易で面積の少ないことが直ぐ分るような場合には重大な過失があるとして錯誤無効が認められない場合（同条ただし書き）があります。また、相続人全員の合意があれば遺産分割協議をやり直すことも認められます。ただ注意しなければならないのは、相続税の申告後に相続人全員の同意による遺産分割協議をやり直ししますと、申告時の財産分割状態からの変更であり、新たな贈与行為があったとされて贈与税が課される可能性があります。協議のやり直しは慎重に対応しなければなりません。

Q 7 遺産分割協議のやり直しができないとすると何も手がありませんか。

A 遺産分割協議をそのままにした場合には、登記簿上の面積のある土地の評価額と実際の面積の土地の評価額との差額が損害に当るので、他の相続人に対してその賠償を求めることができます。民法911条に「各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売り主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う。」との規定があります。担保の責任というのは、たとえば、複数の相続人がある場合に、その一人が遺産分割協議により取得した財産が他人物であったり、数量不足であったり、抵当権や賃借権など他人の権利が付着していたり、隠れた欠陥があったような場合に、その相続財産を取得した相続人を保護するため、他の相続人に対して損害賠償請求や解除を求めることができるというものです（他の相続人にとってはその責任があることになります）。解除が認められるのは、取得した財産が他人のものであったり、損害が非常に大きいために協議が成立した遺産分割の趣旨が失われるような場合に限られます。それ以外の場合には、上記の評価額の差額を、他の相続人が、分割協議によって取得した財産の価額に応じて賠償することになります。

預貯金債権の遺産分割に関する最高裁大法廷決定と実務への影響

弁護士 谷 口 優

1 従来の裁判実務や金融実務

前号の鷲見弘弁護士の「遺産分割とはどのようにするか(2)」の記事に書かれているとおり、従来の最高裁判所の判決では、預貯金など分けることのできる債権は相続開始により法定相続分に応じて分割されるので、預貯金債権は遺産分割協議の対象にならず、法定相続分に基づいて各相続人が当然に取得するというものでした。ただ共同相続人全員の同意によって遺産分割協議をする場合には、預貯金債権も遺産に含めて分割の対象にしてもよいとの取扱いでしたから、多くは預貯金債権も分割協議の対象となっていました。

(1) しかし、遺産分割調停や審判などの裁判実務においては、遺産を公平に分割使用とするために預貯金も含めた分割が妥当な場合であっても、相続人全員がそれを遺産分割の対象にすることに同意した場合でなければ遺産分割の対象とはならないとされてきました。

(2) 金融実務では、預貯金等の分割債権を取得した相続人から、持ち分による預金の払い出しの請求があった場合に、それを認めるのか、あるいは相続人全員による預金の解約を前提とする払い戻しを認めるかについて、金融機関は、後に遺言の存在が明らかになったり、遺産分割協議が行われたりして法定相続分に応じた当然分割と異なる結果となり得ることから、多くの金融機関は相続人全員の同意を求めて払い出しをしてきました。

(3) そのため、金融機関は預貯金の払い出しについて共同相続人全員の同意を求め、そうでないときは相続人の一人でも反対があれば預貯金についての分割協議の調停ができないためになかなか預貯金の払い出しが受けられないという矛盾がありました。そこで相続人は金融機関に対して相続分の預金債権の払い出しを請求する訴訟が多く提起されました。

2 平成28年12月19日最高裁大法廷決定

報道によってご存じの方もおいでしょうが、昨年12月19日に最高裁判所大法廷は決定で、以下の様な判断をしました。事案は、簡略化すると、被相続人の遺産は約3800万円の預貯金がほとんどであり、相続人A、B(法定相続分各2分の1)のうちAが約5500万円の生前贈与(特別受益)を受けていたというのですが、預貯金は遺産分割の対象にならずにそれぞれ約1900万円ずつ取得しますので、相続人Bは全部で約1900万円しか取得できなかったのに対し、相続人Aは生前贈与と併せて約7400万円取得することになります。家庭裁判所の審判でもこれに対する抗告審でもこのような結論を出していました。もし預貯金も遺産分割の対象となるとすれば、寄与分などの考慮すべき事情がない場合、相続人Bは生前贈与分を含めた遺産総額の2分の1である約4650万から相続人Aの生前贈与による超過取得分である850万円を控除した3800万円を取得することができるのです。

今回の決定内容の要旨は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対

象となるものと解するのが相当である。」というもので「上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。」と明言しました。

3 今後の裁判実務や金融実務への影響

(1) 裁判実務

今回の最高裁判所の決定で、預貯金等の金銭債権についても、遺産分割協議の対象となるので、相続人全員の同意がなくても遺産分割の対象として調停の申し立てができます。

(2) 金融実務

金融実務では、多くが預金債権について遺産分割協議を前提とする取扱いを原則としてきましたが、この取扱いは今後も維持されるでしょう。迅速で的確な払い出しを行う金融業務からすれば、分割協議が整っていることが、画一性及び迅速性の趣旨から明確な指針を提供してくれるからです。

今回の最高裁決定により、2の(3)記載の矛盾が解消し、まず遺産分割を行い、それにより金融機関に対して払い出し請求ができるという道が開かれました。金融業務との調和を図った点で大きな意義があると思います。

(3) その他の金融実務の問題

この最高裁判所の大法廷の判断で全て解決したのでしょうか？この判断では、預貯金債権は遺産分割しないと金融機関に請求出来ないこととなります。金融機関としては、むげな訴訟を提起されるリスクを回避できることとなります。その他の問題は、どうなるのでしょうか？

①被相続人の預金の履歴を金融機関に照会できるか

すでに最高裁判所は平成21年1月22日判決で、金融機関への紹介は準共有の保存行為に当たるので相続人単独で行えるとしていましたが、今回の最高裁決定でもこの点は変更されていないと思われます。

②定期預金の継続や解約はどうするか

今回の最高裁決定が前提としていると思われる共同相続を準共有とする考えでは管理行為は多数決により、変更行為は全員の合意によることとなります(民法264条、251条、252条)。満期にある定期預金を継続することは管理行為に当たると解されますので相続人の持ち分の多数決でできると思われますが、普通預金、定期預金等の解約は、契約を消滅させる行為(変更行為)であることから、全員の合意に基づいて行う必要がと解されます。

③自動継続定期預金の継続の申出(停止)

自動継続定期預金は、自動継続された後でも定期預金を解約することはできますが、自動継続しない申出(停止)は、共同相続の場合、準共有の観点からは自動継続定期預金契約を終了させるものですから解約と解され、変更行為に該当し相続人全員の合意によることになると考えられます。遺産分割協議前でも、相続人全員から自動継続の停止や定期預金の解約の申出があった場合には、それに応じることになります。

いずれにせよ預貯金の払い出しについては、迅速な処理には金融機関の助言が欠かせないと思われますので、金融機関とご相談されることがよいでしょう。

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件控訴審判決

弁護士 原 田 彰 好

1 泡瀬干潟は沖縄本島中城湾北部、沖縄市の前面に広がる約265haの面積の干潟で、埋立によって急速に減少する沖縄本島の干潟の中で、最後までとどまった形で残された沖縄最大の干潟であり、地理的關係や底質が多様であることなどが原因で、生物生産性の高さ、種の多様性等、豊かな生態系を維持してきました。

2 この泡瀬干潟は2000年に埋立事業が承認され、02年から国と沖縄県による埋立工事が開始されました。そこで、住民は、「第1次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求訴訟」（埋立や関連事業に対する沖縄県等の公金の支出の差止めを求める住民訴訟）を05年に提訴しました。私は、この2005年の裁判提訴の際、何人かの弁護士の1人として、泡瀬干潟の地元住民から干潟埋立に反対する裁判弁護の依頼を受け、以来現在まで約12年にわたって、この干潟埋立の裁判に関わることになりました。

3 この埋立事業の動機・目的は、①市域の36%を米軍基地が占め、失業率も高く、基地依存経済からの脱却等が課題とされていた沖縄市が希望し、国と県がこれに連携し、泡瀬干潟と浅海域合計186.5haを埋め立て、埋立地にリゾート施設等を誘致して観光客を呼び込み地域経済活性化に繋げる、②泡瀬干潟に近接する埋立地「新港地区」の「特別自由貿易地域」の航路浚渫土砂の処分場とする、というものでした。



泡瀬干潟

しかし、住民は、泡瀬干潟は古来地元住民が憩い、食材を採取し、日常の生活の一部として利用してきたこと、国際的に貴重な干潟であり、ラムサール条約登録湿地の候補地とされていること、地域経済活性化の方法は他にも種々あること、埋立により干潟生態系が打撃を受け、持続可能な利用ができなくなること、埋立地が売却処分できないときは沖縄市財政に悪影響を与えることなどを理由に反対をしていました。

4 08年一審、09年控訴審の各判決では、事業計画の各内容は違法とまでは言えないが疑問もあること、沖縄市長が埋立計画の「見直し」を表明して新たな土地利用計画策定手続が開始されたことで、従来の土地利用計画が失効したことなどから、経済的合理性がなく、この時点では埋立事業等に対する公金支出は違法として差し止めを認めました。

5 これに対して、国、県、市は新たな「土地利用計画」を策定して、11年7月に知事の埋立事業変更許可を取得して埋立工事を再開しました。

新たな「計画」では、前記の事業の動機・目的はほぼ変わらず、埋立区域を約96haと半減し、競技場等を建設、宿泊施設等を誘致して、スポーツ関係者や観光客、地元住民を年間計4

15万人を受け容れるというものです。

そこで、原告住民は、11年に第2次訴訟を提訴、15年一審（請求棄却）、16年控訴審判決（住民側の控訴棄却）では、いずれも原告住民は敗訴し、現在上告中です。

6 第2次訴訟で原告住民は、知事等の埋立許可等の審査に当たっては、裁判所はある程度厳格な審査方法により踏み込んだ審査をすべきだと主張したことに対し、判決は行政に広い裁量権を認め、知事等の判断が「著しく妥当性を欠く」場合にのみ違法となるとして、①埋立地利用の需要予測は統計等客観的資料に基づいてなされている、②環境に対しては、その時点における知見に従って「実行可能な」対策がなされている、③予測されている地震による最大津波の高さは埋立地を海面下に飲み込んでしまうが、この対応としては、埋立地の標高を高くするというのではなく、埋立後に皆避難場所の確保等によって対応することが現実的であるなどとして、原告らの主張を認めませんでした。



集会で報告する筆者（右端）

7 しかし、第2次訴訟判決の論理は、行政の広い裁量を認めて行政判断過程に対する踏み込んだ審査を避けていることから、裁判所に委ねられた行政の無駄遣いのチェックや、自然環境を守るという役割を果たせません。海の生き物は埋立工事により生き埋めとなり、水質悪化により生態系は被害を受けています。また、事業計画によればこの狭い埋立地に平均毎日1万1000人超の観光客等が滞在していることになるが、最大津波が来て埋立地が海面下になった時に、人名が守られる保障はありません。

8 以上は私が関わった沖縄での最近の出来事です。「泡瀬干潟」などでインターネット上を検索をしていただくと、干潟の状況などがよく分かります。

9



同一労働同一賃金(2)

弁護士 渡 邊 真 也

1 東京地裁判決の取消

先々号のしるべ通信で、東京地裁平成28年5月13日判決に触れました。これは定年後再雇用者の労働条件を切り下げたことについて、正社員との労働条件との差異が不合理であるとして労契法20条に反するか否かが問題となった事件です。先々回でも述べたとおり政府が同一労働同一賃金の推進を明言して間もなくしての判決だったこともあり、実務界に大きなイン

パクトを与えました。

ところが、平成28年11月2日に同事件の高裁判決があり、結論として原判決が破棄され、定年後再雇用者の労働条件切り下げが労契法20条に反しないと判断されました。判決の詳細について議論することは紙幅の関係で差し控えますが、あくまで個別事情を総合考慮しての事例判決ですので、会社規模や経営状態、賃金体系等が違えば異なった結論に至った可能性もあります。ですから、一概に賃金の2割減が無条件に許容されるというものではなく、くどいようですが結論だけが独り歩きしないよう注意する必要があります。

2 政府の志向

とはいえ、やはり政府として同一労働同一賃金をスローガンとして掲げている以上、同じ仕事をしているにも関わらず、賃金が大きく異なることについては、今後厳しい目が向けられる可能性は高いと思われ、同種の裁判が今後も提起される可能性は否定できません。

また、昨年末に安倍首相の私的諮問機関たる働き方改革実現会議より同一労働同一賃金に関するガイドライン案が発表されました。今回のガイドライン案の趣旨は、正規労働者と非正規労働者との間の不合理な待遇差に関する具体的事例を示すことで不合理な待遇差を是正することにあるとのことですが、前文に「我が国から『非正規』という言葉を一掃することを目指すもの」との言葉があることからしても、安倍首相の同一労働同一賃金の実現に対する相当な覚悟が読み取れます。

安倍内閣は、アベノミクスの3本の矢から始まる経済政策によってデフレ脱却と2%のインフレ目標達成を目指しています。これまでマイナス金利付き質的・量的金融緩和など日銀と協力して大胆な政策を次々に実行していますが、なかなか物価の上昇にはつながっていないようです。政府は、インフレ2%の達成には個人消費の増大が必要であり、そのためには実質賃金の増加が必要不可欠と考えているようです。現在は失業率が3パーセント程度とほぼ完全雇用状態になっているものの、実質賃金の伸びはほとんど認められないのが現状です。それは、社会保障費の負担が増していることに加え、増加した雇用者のほとんどが比較的低賃金であるサービス産業のパートタイマー等の非正規労働者だからであると言われています。

そのような事情から、実質賃金の伸びには非正規労働者の賃金を底上げすることが効果的で、その手段として同一労働同一賃金の実現が望ましいというのが政府の本音なのではないでしょうか。

上記ロジックがそのまま実現すれば、日本経済にとってもまた労働者にとっても良いことなのでしょうが、果たして政府の思惑どおり進むのか疑問が残るところです。

企業としては労働分配率には限度がありますので、非正規労働者の賃金を正規労働者に合わせるようなことになれば、賃金支払総額が増大し、経営に影響が及ぶ可能性が生じます。となれば、企業が選択する現実的な対策としては、①雇用者数を削減するか、②賃金を非正規労働者側に合わせて減額するか、の2つになるのではないのでしょうか。しかし、これでは政府の目指す実質賃金の増加を実現することは困難です。働き方改革会議における今後の議論の方向性が気になるところです。

司法修習生の給費制の復活

弁護士 成 瀬 玲

1 昨年12月より、今回、ご挨拶をさせていただきました鈴木亮平弁護士が入所致しました。渡邊真也弁護士が入所して依頼となりますので、実に6年ぶりの新人弁護士の入所となりました。

2 さて、先日、司法修習生について、貸与制を改め、給費制を復活させるための法案が提出される見込みとの報道がありました。ご存じの方も多いかと思いますが、我々弁護士は、司法試験に合格後、司法研修所に入所し、司法修習生として修習を受け、最後に卒業試験（いわゆる「二回試験」）を受け、二回試験に合格した後に、弁護士として登録をし、業務を行うということになります。

この司法修習生という地位については裁判所法において規定されており、裁判所法67条2項では、「司法修習生は、修習期間中については修習に専念しなければならない」とされていることから、他の仕事と掛け持ちをしたり、空いた時間にアルバイトをすることが原則としてできません。ただ、収入がなければ、生活ができませんので、以前には、裁判所法で、司法修習生は、修習期間中、国庫から一定額の給与を受けると規定されていました（給費制）。

しかしながら、司法改革の一貫として、司法試験合格者を増加させた結果、給与として支給する財源が不足する等の理由から給費制が維持できないとされ、「司法修習期間中、希望する司法修習生に対しては国が無利息で貸与する」という内容に裁判所法が改正され（貸与制・裁判所法67条の2第1項）ました。この結果、平成23年11月より、司法修習生は給与を受けるのではなく、国からお金を借り、借りたお金で生活をするという制度となりました。

3 修習期間はおおよそ1年間、国が貸与する額は月額20万円強であることから、司法修習生が修習を終える時点で、国に対する借金は240万円を超えるということになります。しかも、現在では、司法試験を受けるためには、原則として法科大学院を卒業することが要件とされていることから、司法修習生になるまでに法科大学院の学費等の経済的負担を負い、更には、司法修習生となった後にまで、国から借金をして生活をするということになっている訳です。

「そんな経済的負担があるなら、弁護士など目指さないよ」というのももったもな意見だと思いますし、事実、法科大学院の入学者は、制度開始当初と比べて10分の1程度に激減しています。法科大学院制度は、「多様な人材が法曹界を目指す制度にする」という理念の下に始まったものでしたが、現状は、理念とはおよそ乖離した状況となっており、この一因に貸与制があることは容易に想像できるところです。

貸与制については、このような問題が以前から指摘されていたことから、今回、給費制が復活するという事になった訳です。

4 さて、鈴木弁護士は、このような貸与制という逆境の中でも、強い気持ちをもって弁護士を目指し、当事務所に入所してくれた人物です。ですから、きっと皆様のお役に立ってくれるものと確信しております。

賭け麻雀の違法性

弁護士 横 江 俊 祐

昨年末、福岡県飯塚市長が副市長らとともに平日の日中に常習的に賭け麻雀をしていたことが発覚し、同市長は本年1月31日をもって辞職するというニュースが世間を騒がせました。

同市長は、賭け麻雀は「違法行為だとは思っていない。金を賭けなければ麻雀（競技）人口が減るのではないかと思う。」などと発言して辞職を当初否定し、物議を醸しました。

賭け麻雀はどこから違法になるのでしょうか。

賭博罪については刑法185条が規定しており、「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」となっています（常習賭博罪は刑法186条で3年以下の懲役となります。）。つまり、「一時の娯楽に供する物を賭けた」だけの場合は違法ではないということです。

では、「一時の娯楽に供する物」とは何でしょうか。

この点について古い判例（大判昭和4年2月18日）では「一時の娯楽に供する物」とは、「関係者が即時娯楽のために費消するような物」をいうとされています。よくは分かりづらいのですが、例えば缶ジュース1本やタバコ1箱、また常識的な範囲の飲食代などは「一時の娯楽に供する物」に該当すると解釈されます。他方、車や高級宝飾品、著しく高額な飲食代などは「一時の娯楽に供する物」とはいえないでしょう。

では、現金はいくらまでが「一時の娯楽に供する物」に当たるのでしょうか。

これも古い判例（大判大正13年2月9日）で、「金銭は、その性質上一時の娯楽に供する物とはいえない。」とされています。つまり、現金を賭けた場合は金額にかかわらず賭博罪が成立することになります。

飯塚市長は、金銭を賭けていたが収支はトントンだったと述べていましたが、その発言どおりの事実があったとすれば、掛け金の多寡や収支は賭博罪の成否に影響しませんので常習賭博罪が成立し、3年以下の懲役となります。常習賭博罪には罰金刑がないため、もし起訴されると正式裁判となり、おそらく初犯でしょうから執行猶予となるでしょう。

ただし、仲間うちで行われる現金の賭け麻雀は、現場を現行犯で押えない限り証拠がなく（現金を賭けた客観的証拠がない。）、言い逃れがしやすいので、捜査機関にとっては、有罪に持ち込めないリスクが大きく積極的には認知したくない種類の事件です。しかし、世間の関心が高まると、警察・検察も動かざるをえなくなります。明白な違法行為をしたにもかかわらず開き直る人物を野放しにすると、批判の矛先が自分たちに向かうおそれがあるからです。

飯塚市長は明らかに違法な行為を悪くないと言い張っていたわけですので、注目を浴び続ければ見せしめ的に立件される可能性があったといえます。飯塚市長は、年末年始の間に、現金を賭ければ全て違法であり、目立ちすぎると立件されるリスクがあることを周りから示唆されたのかもしれませんが。最終的には、年明け早々に前言を翻して謝罪し辞職することで、ひっそりと事態の收拾を図るという穏当な落着を選んだといえます。

はじめまして 鈴木亮平です

弁護士 鈴木 亮 平

司法修習を昨年12月に終了し、この度、しるべ総合法律事務所に入所いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、名古屋市出身ですが、4歳のころからサッカーを始め、将来はプロサッカー選手になるという夢を持っていました。けれども、中学から高校にかけて度重なる怪我に見舞われ、数年間まともにサッカーをすることができなくなり、中学卒業の頃には残念ながらその夢を諦めました。もっとも、サッカーをすること自体は諦められず、病院へ通って懸命にリハビリを続け、高校卒業まではサッカーをすることができました。この時親身になってリハビリを支えてくださった病院の先生に憧れ、将来は人が苦しんでいるときに、その苦しみに寄り添うことができるような仕事をしたいと思うようになりました。そして、私は文系志向だったので、高校卒業を前に弁護士という職業を目標とすることにしました。



しかし、弁護士になろうと思い勉強を始めてから司法試験に合格する道のりは平坦ではありませんでした。アルバイトをしながら司法試験の勉強をし、試験に落ちること2回、ようやく3回目の受験で合格できたときは感激でむせび泣いたことを忘れることができません。一昨年の12月から第69期司法修習生として1年弱、裁判所や検察庁、法律事務所で裁判官、検察官、弁護士の指導を受けて実務の修習をし、裁判官や検察官のいいところも沢山感じましたが、修習終了後の進路としては当初の希望どおり迷わず弁護士を選び、縁あって当事務所にお世話になることになったのです。

学生時代からとりわけ優秀というわけではなかった私がここまでやってこられたのは、応援してくれた家族や友人の支えが大きかったのはもちろんですが、これと決めたら最後までやり切る根性・タフさがあったことも大きな一因だと思っています。弁護士として専門的な知識が要求されることは当然ですが、それだけではなく、深刻な問題を解決に導くには、何事も諦めずに行動し続ける行動力であり、それを支えるのは根性やタフさであると思っています。私はこれを拠り所として、お客様の要望に誠心誠意お応えしたいと思っています。

まだまだ弁護士としての一步を踏み出したばかりですが、幸いにして当事務所にはこれまで信頼と実績を積み重ねてこられた諸先生方をはじめ、経験豊富で優秀な事務局員が多数いらっしゃいますので、これらの方々のサポートを受けながら全てを吸収して、早くお客様に信用していただけるようになりたいと思っています。

「しるべ総合法律事務所」の「しるべ」は道標のことであり道を案内すること、また道を案内する人を意味しています。私も、まだまだ未熟な部分は多々ありますが、弁護士としてより一層の成長を遂げ、皆様の様々な問題に対し、適切な「道」を案内できるように努力していきたいと思いますので、何とぞよろしくご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

易しいマジックアラカルト10

いつもお揃いの3人娘

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一
(名古屋アマチュア・マジシャンズ・クラブ会長)

今回は皆さんが他人に見せることのできるマジックの種明かしをします。トランプを使いますが、カードを1枚ずつ配ることができる方なら誰にでも簡単にできますから、演じ方をしっかり覚えた上で演じてみてください。

・ **不思議な現象** 3枚のクイーンの間に1枚ずつカードを挟んで1組のトランプの上に重ねて呪いを掛けるとクイーンに挟んだカードがなくなり3枚のクイーンが揃って出てきます。

・ **用具・準備** トランプ1組。予め1組のトランプ(「デッキ」といいます)の裏側を上にして2枚目に黒(♠又は♣)のクイーン(Q)1枚を入れておきます。

・ **演技①**「今からいつもお揃いの3人娘という手品を見せましょう。クイーンを3枚使います。」と言って、トランプ1組の表側を自分に向け(客には表が見えないようにデッキを立てるようにするとよい。), 表側1枚目のカードから順に左から右へ送りながら、赤(♥又は◇)のQを探し(黒のQが出てきても通過します。), どちらかの赤のQが見付けられたらそれを抜き出してテーブルのやや左側に表向きにして置き、続けてデッキのカードを送りながらもう1枚の残りの赤のQをテーブルの赤のQの右に並べます。最後にもう1枚の黒のQを探して右手に持ち、2枚の赤のQの右に(黒のQのマークを客に覚えられないよう)表をちらっと見せて直ぐ伏せて置きます。テーブルに左から表向きの赤、赤、裏向きの黒の3枚が並びます。

②テーブルの2枚の赤のQを裏向けます。左手のデッキも裏向けにして(これで用意したもう1枚の黒のQが2枚目に来ます。), 1枚目のカードを裏向きでテーブル左のQの上に重ね、2枚目を真中のQの上に、3枚目のカードを右のQ上に重ねます。

③テーブルの右の2枚のカードを裏向きのまま揃えて左手のデッキの上に重ね、次に真中の2枚を、最後に左の2枚をデッキの上に重ねて揃えます。「今3人娘がどうなっているか分かりますね。そう1枚おきになっています。」と言います。

④まじないをかけるようにしてデッキの上を中指で2、3度軽く叩き「ところが門を開けると…」と1枚目のカードを表向けて普通のカードであることを見せてから裏向きにしてデッキの中央に差し込みます。

⑤上から3枚のカードを一緒に左親指で右の方に押し出し、さらにその3枚を広げて扇型にして左親指で押さえ、デッキと3枚のカードをはっきり分けて見せます。次いで一番上のカードを右手で親指を下に人差し指中指を上にして持ち右手を返ししながら表向け、赤のQを見せてテーブルの左に置きます(「いつもお揃いの3人娘だから…」)。続けて残りの2枚を一緒に右親指を下にして右手で取り上げ、手を返して2枚を表向け「3人揃って出て来ます。」と言いながら右手の左側の赤のQを、テーブルの赤のQの直ぐ右に表向きで並べ、黒のQはちらっと見せて右の赤のQの右に直ぐに裏返して(黒のマークをよく見せないため)置きます。

⑥デッキの上から2枚目には黒のQがありますので、「もう一度やりましょう。」と言って、②～⑤を繰り返して終わります。⑤の最後の黒のQは裏返さないでテーブルに出します。